

全養協通信

平成20年8月11日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509

<http://www.zenyokyo.gr.jp>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設に直送しています。

厚生労働省・国の動き

1. 厚生労働省・全国児童福祉主管課長会議開催（8月5日）

～ 被措置児童等虐待対応ガイドライン(素案)が提示される ～

少子化対策等の取組について説明が行われる

厚生労働省は、8月5日に全国児童福祉主管課長会議を開催し、総合的な少子化対策、次世代育成支援対策推進法にもとづく後期行動計画の策定、社会的養護施策について説明を行いました。

会議最初に、村木厚子雇用均等・児童家庭局長から次のあいさつ・説明がありました。

(1) 総合的な少子化対策について

- ・ 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が昨年12月に取りまとめられたが、これを受けて社会保障審議会少子化対策特別部会において、新たな制度設計の枠組みの構築について検討を行い、5月に基本的考え方を提示した。内容は、質の担保された量の拡大、社会全体で重層的な費用負担の必要性の提示、保育に欠ける、利用形態、直接契約など保育の制度設計のあり方の検討、である。

(2) 5つの安心プラン（7月29日公表）

- ・ 6月5日に総理から指示され、この1～2年間に重点的に取り組むべき事項を5つの柱でまとめ、7月29日に公表した。『未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会』の内容については、（厚生労働大臣ではなく）少子化担当大臣（内閣府）が中心となって取りまとめ、工程表は厚労省で作成した。

(3) 次世代育成支援対策推進法にもとづく後期行動計画の策定

- ・ 平成22年からの計画を策定、本日、策定のための指針を提示、参考にしてほしい。
- ・ ニーズ把握のための共通枠組みを示す予定。サービス量を拡大していくときに、潜在的ニーズも含め中長期的に目標を検討していただきたい。標準的な参酌基準を示すための検討も行っている。

(4) 児童福祉法等一部改正法案について

- ・ 児童福祉法の一部改正法案は廃案になったが、臨時国会では早期に法案を再提出し、成立をめざしたい。法案が成立の際には、ぜひ協力願いたい。

社会的養護部分関係施策、今後の具体的検討のため「未定稿」中心に提案・説明

午後からは、家庭福祉課等から社会的養護分野施策の説明が行われました。

第 169 国会上程の「児童福祉法等の一部を改正する法律(案)」では、昨年 11 月の社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会で報告された「里親制度の拡充」「措置された子どもの権利擁護を図るための体制整備」等の推進施策が含まれていましたが、参議院で審議されぬまま廃案となりました。今後施行日等一部修正の上、秋以降開催予定の臨時国会に再提出される予定です。

今回会議の社会的養護部分で説明された「被措置児童等虐待対応ガイドライン(素案)」をはじめ、「養育里親等の研修について」「施設に入所している子ども等の権利擁護の強化に向けて」等については、法案は未成立であるものの、都道府県における事前の体制整備等に時間を要することから、都道府県における具体的な検討用に未定稿段階で提案されていることが特徴です。

また、同法案にあった「次世代育成支援対策推進法」の社会的養護部分の充実についても、行動計画策定指針の改正の方向(案)として、社会的養護体制の充実整備に向けた内容が多く追記されています。詳細は別添資料を参照ください。

(1) 藤原禎一家庭福祉課長あいさつ

- ・ 今回の資料については、「未定稿」が多くなっている。これは未定稿の段階で各都道府県に示し、意見もいただきながらまとめていきたいとの考えからである。

(2) 地域小規模児童養護施設及び小規模グループケアについて

- ・ すでに 6 月 27 日付で、別添のとおり各都道府県に通知を发出しているので参照願いたい。
- ・ なお、小規模グループケアの人数緩和措置については、当初予定どおり平成 21 年 3 月までとなっているので、ご留意願いたい。

(3) 養育里親等の研修について

- ・ 研修実施主体は都道府県だが、他県、社会福祉法人等への実施委託を可能とする予定。
- ・ 3 年以上児童福祉事業に従事した者等で基準を満たす者は、基礎研修を免除する仕組みを設けている。また養育実習は、児童福祉施設等での実施を予定している。

(4) 施設に入所している子ども等の権利擁護の強化に向けた取り組みについて(家庭福祉課説明)

「児童福祉行政指導監査の実施について」の一部改正について

別添資料 158 ページ(2) 児童福祉施設主眼事項について等、入所児童等の権利擁護の強化に向けての項目を追加・詳述している。

「児童福祉行政指導監査の実施について」の着眼点について

別添資料 166 ページ、適正な指導監査実施のため、具体的な内容を示すこととしている。

(5) 都道府県行動計画の見直しについて(社会的養護関連部分)

- ・ 都道府県における計画作成の参考とするため、全国の児童相談所を対象とした「社会的養護ニーズ把握調査」を実施する予定。現在総務省と調整中。

(6) その他

- ・ 【雇用均等・児童家庭局総務課】児童福祉施設の耐震化対策について、国土交通省とも連携をとり推進。次世代育成対策施設整備交付金の追加協議について、耐震化整備と合わせて保育所の整備、児童養護施設の小規模化等を推進する予定。
- ・ 【雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室/午前中の説明】行動計画策定指針の改正方向案、社会的養護にかかわる部分は多くが新しく加筆している。

2. 養育のあり方、日々の実践を考える報告書刊行！！

「この子を受けとめて、育むために 育てる・育ちあういとなみ」

～ 職員の学習・研修会、専門性向上のために、ぜひご活用ください ～

全養協では、平成18年～19年度にわたり、「児童養護における養育のあり方に関する特別委員会」を設け、「社会的養護を必要とする子どもたちの養育はどのようにあることが望ましいか」との課題について検討を重ねてきました。また検討期間中には、「中間まとめ(案)」を公表し、広く児童養護施設関係者からご意見をいただきました。

このたび、本特別委員会の報告書を「この子を受けとめて、育むために ～育てる・育ちあういとなみ～」として、8月下旬に刊行し、広くみなさんに頒布をすることといたします。

児童養護施設における養育について学び、気づき、日々の実践に活かすために、職員の学習・研修会の資料として、本書をお役立てください。

体 裁 新書版 80 ページ

頒布価格 500 円 (税込 / 送料別)

お申込み後、お送りする書籍に同送する請求書により、銀行または郵便局から頒布代金をお支払いください。

同一か所への1回につき20冊以上のご購入は、送料サービスとなります。



<もくじ>

はじめに、養育についてのメッセージ

第1章 養育とは 児童養護施設の今後の方向

家族の機能が弱まっている現在では、養育のモデルを提示していくことにもなる

- ・児童養護施設の「養育」機能
- ・児童養護施設に「養育」機能を根づかせる
- ・養育のはじまりと「つながりの契機」
- ・「養育」のパラドックス
- ・継続的な「ライフサイクル支援」

第2章 子どもの育ちを支える

日常生活をとおして、子どもの心身の健康が促進される

- 1 子どもを理解し受けとめるために
- 2 どのようなおとなを子どもは求めているか
- 3 子どもと家族
- 4 子どもの養育を担う人
- 5 子どもの養育の場といとなみ
- 6 社会との接点と連携の展開

本文から「養育についてのメッセージ」(抜粋)

養育とは、子どもが自分の存在について、「生まれてきてよかった」と意識的・無意識的に思い、自信をもてるようになることを基本の目的とする。そのために、安心して自分を委ねられるおとなの存在(養育者の存在)が必要となる。子どもはその養育者によって、まず生きていることそのものを尊い、自分を大切に受けとめられていくことによって、自分や世界(自分のまわりの人、もの、こと、ひいては世の中)を受け入れ、それらに関心を向け、関係をもつようになる。

3 . 第 62 回全国大会、開催要綱をお送りします

～ 多くの児童養護施設長、職員、関係者の参加をお待ちしています ～

第 62 回全国児童養護施設長研究協議会が、平成 20 年 11 月 19 日(水)～21 日(金)、高知県・高知市内を会場に開催されます。

この大会の開催要綱、参加申込書等をご用意できましたので、本通信に同封の上、各施設にお送りいたします。多くの児童養護施設長、職員、関係者の参加をお待ちしています。

なお、開催要綱については全国児童養護施設協議会ホームページにも掲載しています。

<http://www.zenyokyo.gr.jp>

「全養協トップページ」 「新着情報」 「大会・研修会など」

4 . 雨宮児童福祉財団・第 17 回修学助成対象児童募集

～ 進学希望者に、進学先学校等の入学金を助成します ～

雨宮児童福祉財団では、全国の児童養護施設に入所している児童等で、平成 21 年 3 月に高等学校卒業後、進学を希望する方を対象に、第 17 回目となる修学助成を実施します。

本通信に同封する「修学助成金申請要項」をご覧の上、対象児童で希望する方は、申請をお願いいたします。

対 象：全国の児童福祉施設に入所している児童及び里親のもとにいる児童で、平成 21 年 3 月に高校卒業後、進学を希望し、大学・短大・専門学校・専修学校に入学する方のうち、他の機関から返済義務のない入学金の助成を受けていない方。

例年全社協が実施している「JOMO奨学助成制度」との併給は可能です。なお、次期JOMO奨学助成制度の案内は、平成 20 年 12 月頃を予定しています。

助成内容：入学金のみ

申請受付：平成 20 年 9 月 1 日(月)から

申請締切：【第一次締切】平成 20 年 10 月 31 日(金)

【第二次締切】平成 20 年 11 月 25 日(火)当日消印有効

なお、申請要項については全国児童養護施設協議会ホームページにも掲載しています。

<http://www.zenyokyo.gr.jp>

「全養協トップページ」 「新着情報」 「児童養護施設入所児童等への奨学助成関係」

5. 「地域協働わくわく子育てフォーラム」を開催します

～ 地域子育て支援のための、保育所と関係機関等のプログラム展開を考えます ～

全国社会福祉協議会では、昨年度実施した保育所と地域の関係機関（人材）等が協力し、地域の子育て家庭を支援する仕組み（プログラム）や協働のあり方についての研究成果をふまえて、広く社会福祉施設、民生委員児童委員、社協、行政、医療、NPO、市民の参画を得て、地域社会全体で協働した子育てと子育てを支える多様なプログラムを展開していくため、標記セミナーを開催いたします。ぜひご参加ください。

日 時：平成 20 年 9 月 14 日（土）

会 場：全国社会福祉協議会・灘尾ホール

参加費：2,000 円

詳細及びお申込みについては、全社協ホームページをご覧ください。

http://www.shakyo.or.jp/news/080730_02.html

「全社協トップページ」 「新着情報」 「地域協働わくわく子育てフォーラム」